

重要文化財新指定答申文化財概要（三重県）

【名称】菅島灯台（すがしまとうだい） 一基

【所在地】鳥羽市菅島町

【所有者】国（海上保安庁）

【年代】明治6年（1873年）

【構造】煉瓦造（灯籠は金属製）、建築面積21.02㎡

【指定基準】歴史的価値の高いもの

【概要】

菅島灯台は、志摩半島北東端の鳥羽港沖に浮かぶ菅島に設置されている灯台です。鳥羽は近世以来、海路の要所かつ難所として知られ、江戸時代には幕府が篝火堂（かがりびどう）を設けていました。菅島灯台は、篝火堂に代わって明治政府が明治6年に建設した洋式灯台です。設計は明治初期の洋式灯台を多く手がけた明治政府のお雇い外国人技師である、英国人のリチャード・ヘンリー・ブラントンが行っています。

菅島灯台の敷地は、菅島の東端に位置し、南東が崖地で海に面しています。灯台の建築面積は21.02㎡、総高は11.0mで、煉瓦造灯塔の上に金属製の灯籠（とうろう）を乗せ、灯籠の周囲を踊り場とする構成で、全体を白色に塗装しています。海面から灯火までの高さは55.1m、光達距離は7.5海里（約14km）です。

菅島灯台は、江戸幕府が設置した篝火堂の代わりに明治政府が建設した洋式灯台の一つであり、近代海上交通史上価値が高いものです。現存する最古の煉瓦造灯台であるとともに、現存する煉瓦造建造物としても最古級のものであり、貴重な文化財です。